

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）が通院のため労働できなかった日も休業補償給付を支給しないとしていた処分に誤りがあったとして、原処分を一部取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、○会社に準社員として採用され、平成○年○月○日、派遣労働者として、○会社で勤務中、第二当事者から暴行を受け右中指等を負傷した。

請求人は、○病院に受診し、「右中指痛、頸椎症」の傷病名にて、監督署長に対し、平成○年○月○日から同年○月○日までの14日分の休業補償給付の請求を行ったところ、監督署長は、本件負傷を業務上の負傷と認めたが、本件休業請求の休業期間について、休業の必要性が認められないとして、休業補償給付を支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

医師の診断で、末梢神経損傷と診断されて、労働ができない状態にあったので、不支給決定は誤りである。

負傷後、主に右手中指の痛みが激しく、右手全体が硬直した状態で力も入らず、とても働けるような状態ではなかった。この状態は現在も続き、未だに仕事には就いていない。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

休業補償給付は、療養中の労働者の休業によって生じた逸失利益のてん補を目的とするもので、以下の条件のすべてを満たしている場合に支給される。

- ① 業務災害により療養していること
- ② その療養のために労働することができないこと
- ③ 労働することができないため賃金を受けていないこと

本件については、業務上の指導に対して立腹した第二当事者が、請求人に詰め寄り、体を押したため請求人はバランスを崩し、付近にあったテーブル台に右手をついて、右手中指を負傷したものであり、請求人と第二当事者との間に私的な関係はなく、業務に起因するものであり、業務上の第三者行為災害であると考えられる。

よって、①の「業務災害によって療養していること」に該当する。

②、③の「労働することができない」とは、一般的に労働することができない場合をいい、必ずしも傷病前に従事していた労働をすることができない場合に限るものではない。軽作業であれば就労できるにもかかわらず、単に傷病前の作業につけないという理由で職場を休んでいる場合は、ここにいう「労働することができない」場合にはあたらない。

本件については、請求人の本件負傷の程度は右手中指背側部痛等であり、○病院医師は、意見書において「右中指を使用する作業内容であれば業務就労困難」との意見であり、軽作業であれば就労の可能性は考えられ、休業を必要とする程度であるとは認められない。

よって、②、③の「労働することができない」とは認められない。

本件請求については、請求人の本件負傷が業務上の災害によるものであると考えられるが、その傷病の状態について休業の必要性があるとは認められず、本件休業請求を不支給と決定した。

4 審査官の判断

- (1) 請求人の本件負傷は、業務上の事由による負傷であり、療養の必要性はあったと認められる。
- (2) 療養のための休業の必要性

請求人は、主に右手中指の痛みが激しく、右手全体が硬直した状態で力も入らず、働けない状態が継続しており、未だに仕事には就いていないと主張する。

○病院医師は、右中指を使用する作業内容であるならば、疼痛、および、つっぱり感、さらには、診察上、握力低下も見られるため、業務就労困難も考えられると述べている。

○病院医師は、検査結果からのみでは、休業の必要性はないと述べている。

地方労災医員は、神経伝導速度測定で正中、尺骨及び橈骨神経の伝導速度は全て正常範囲内であるので、神経に伝導速度遅延を生じせしめる様な末梢神経障害はないと判断されるとし、また、右中指のX線所見では受傷時の平成〇年〇月〇日、及び、受傷後半年以上を経過した平成〇年〇月〇日のX線像に骨傷や骨萎縮はなく、異常状態が持続している所見はないことから伸筋腱断裂を生じするような損傷ではなく、就業の継続は可能な状況であり休業の必要性はないと判断している。

以上より、本件休業件請求期間においては、医師から安静を命じられたとは認められない。また、医師から就労の禁止又は制限をされ、医師が治療上の目的から諸般の指示をし、請求人がその指示に従うことによって労働することが出来なかったとは認められないと判断する。

しかしながら、通院日については、医師等の治療を受けるため通院することによって労働することができなかったとの支給要件を満たすものと判断する。

以上のことから、本件休業請求期間のうち、6日間については、業務上の負傷による療養のための休業と認め、その余の期間にかかる休業については、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であるから、上記6日分にかかる部分に限り監督署長の処分は取り消されるべきである。